

## 中国地方整備局管内における河川法令に基づく処分に係る標準処理期間（岡山河川事務所）

この表は、河川法（昭和39年法律第167号）及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）の規定に基づく申請に対する処分のために要する標準的な処理期間を示しているもので、あくまで通常の案件における処理を前提とした目安（努力目標）です。そのため、必ず当該期間内に処理が完了するということを示しているものではありません。また、申請書類の不備等により、修正の必要性が生じた場合において、申請者が当該修正に要する期間は標準処理期間から控除されることになります。

区分（水利使用に関するものに限る。）	標準処理期間
①事務所長専決事項に係るもの（※1）	2か月
②局長処分に係るもの（※2）	5か月
③国土交通大臣の処分権限に係るもの（※3）	10か月
区分（水利使用に関するものを除く。）	標準処理期間
①事務所長専決事項に係るもの（④に係るものを除く。以下②において同じ。）（※1）	2か月
②局長処分に係るもの（※2）	3か月
③②の処分に係るもので国土交通大臣等の承認等が必要なもの	4か月
④砂利採取法（昭和43年法律第74号）の処分を伴うもの	60日

※1 「事務所長専決事項に係るもの」とは、局長処分権限に係るもののうち、事務所にて処分手続を行うものを指します。（事務所長に権限が委譲されているものではありません。）

※2 「局長処分に係るもの」とは、本局にて処分手続を行うものを指します。

※3 「国土交通大臣の処分権限に係るもの」とは、処分権限が国土交通大臣に留保されているものを指します。